

## 函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

- 交渉日時 平成26年10月14日（火）16:00～17:40
- 交渉場所 市役所8階第1会議室
- 出席者 当局側 中林副市長，企業局長，病院局長，他 計17名  
組合側 長谷川中央執行委員長，他 計9名

交渉項目	給与制度の見直しについて（第1回目）
交渉要旨	<p>中林副市長から提案の概要について説明。その後，総務部参事から提案の詳細を説明。</p> <p>（組合） なぜ，この時期の提案になったのか。</p> <p>（当局） 給与制度の見直しには，外部の有識者からなる給与制度改革検討委員会を設置し，この6月に見直しについての提言をいただいたところであるが，その提言の中では，国の給与制度の見直しも検討されているので，それを踏まえる必要もあるとの付言もあったことから，8月の人事院勧告も踏まえて総合的に判断させていただいた結果，この時期になった。</p> <p>（組合） これまで，給与の減額を含めた給与制度の見直しの提案では，その理由の一つとして市の財政状況があげられていたと思うが，今回の提案では財政状況について触れられていない。現在の財政状況はどうなっているのか。</p> <p>（当局） 財政状況については，これまでも説明もさせていただいているが，平成25年度決算においては，基金の取り崩しや退職手当債を発行しなくても約15億1,300万円の黒字となっている。また，平成26年度は市税や地方交付税に関して予算額を確保できる見込みであり，電気料の再値上げや扶助費の増加等の不安要素はあるものの，基金に頼らず収支均衡を図ることができるのではないかと見込まれている。一方で平成27年度以降は，消費税の影響や扶助費の増こうなど，不安要素が多く，</p>

厳しい財政状況が予想される。

今回の提案については、財政状況ではなく、職員の給与について、地域の民間給与の適切な反映や、より一層の職務と職責に応じたメリハリのある給与体系への転換を目指して提案させていただいたものである。

(組合)

平成25年度の15億1,300万円の黒字の要因は何か。

(当局)

市税、交付税などの増加や義務的経費の縮減、給与の独自減額を含む経常経費の見直し等であると認識している。

(組合)

そのように組合員の協力で黒字になっているのであれば、まず独自減額を戻すという議論になるのではないか。

(当局)

独自減額については今年度限りと説明させていただいている。

(組合)

提案書にある「地域の民間給与の適切な反映が求められている」というのは何に基づくものなのか。

(当局)

本市の給与制度はこれまでも均衡の原則のもと、国の給与制度に準じることで、国や他都市、民間との均衡が図られるという考えに基づき、国公準拠を基本としてきた。今回の見直しにおいても、均衡の原則による民間給与との均衡を、より重視する検討をしてきた。そのような中で、国でも地域における官民格差をとらえて、給与制度の総合的な見直しを行い、勧告がなされた。その内容を踏まえた中で、結果として国と同じ内容で提案させていただいた。

(組合)

給与制度改革検討委員会からの提言とあるが、これはどんな機関なのか。その位置づけはどうなっているのか。また、今回の提案と委員会からの提言の関係を明らかにしてもらいたい。

(当局)

給与制度改革検討委員会は、新たな給与制度構築にあたり、透明性や公平性を確保する観点から、外部の有識者によって構成された、市が設置した委員会である。今回の市の提案は委員会の提言を踏まえたものではあるが、その提言をそのまま提案したものではなく、人事院勧告についても勘案したものである。

(組合)

今回の給与制度の見直しの合理的理由は何か。

(当局)

どの制度にも言えることだが、それが時代に合っているか、市民の理解が得られるかなどの視点で、制度を常に見直す必要があると考えている。

今回の給与制度の見直しについても、地域の民間給与の適切な反映、職務職責に応じた給与体系という視点で検証をして構築したものであり、地域の民間給与については国の水準と同じ考え方を持って見直した。

一方、一職一級制については、実態として、主任と総括主査について、主任主事や主査とは業務内容に明確な違いがないことから、職務職責に応じた給与体系にするという考え方で見直しをしたと理解していただきたい。

(組合)

財政状況が悪いということなら、合理的な理由になり得ると思うが、当局側の考えは合理的な理由とは思えない。もともとの給与制度がどうだったのか、また、現在の給与制度が構築されるまでの経緯や経過についても調べてから協議してもらいたい。

最後に確認したいのだが、平成26年度の給与改定分についてはどういう取扱いをする考えなのか。

(当局)

今回の提案で示したとおり、給与制度の見直しと一体で協議させていただきたいと考えている。今後の交渉の状況にもよるが、2月の定例会で条例改正をして、平成26年度の差額分の支給については、3月を想定している。事務手続等もあるので、できれば年内に回答をお願いしたい。

	<p>(組合)</p> <p>この提案内容のままであれば協議はできない。今日の意見を踏まえ、改めて事務折衝等を通じて、今後の進め方などについて協議させてもらいたい。</p> <p>(当局)</p> <p>こちらとしても、今日の意見を踏まえて、引き続き協議させていただきたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	

(総務部行政改革課 平成 26 年 10 月 15 日現在)